

なるほど マネー

気になる相続 ⑥

遺言書 公証役場の作成が確実

長年連れ添った妻に自分の財産をすべて譲りたいので、遺言を残そうと思います。遺言書をつくるには、どうすればいいのでしょうか。

遺言書の要件を満たしてなければ、故人の気持ちを示したただの遺書として扱われてしまうのです。

遺言書のつくり方はいろいろありますが、主なものは、「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の二つです。

遺産の分け方は民法で決められていますが、遺言を残せばその規定に従う必要がないことは、これまでの連載で説明してきました。遺言があれば特定の人に遺産のかんりの割合を残すことができます。遺言書は、自分の財産をだれにどのように分けたいかを具体的に示すものです。遺族の利害関係がからみ、遺産を動かす重要なものなので、遺言書のつくり方には厳密な規定があります。それをよく確認してつくりたいと、無効と判断され、生前の準備が台無しになってしまうこともあるので注意しましょう。

持参し、「ここに書いている通りに相続することができま

遺言書と遺書はちがう

自分の財産を身内らにどう分けてほしいかを示す文書
①相続や財産処分の内容
②文書作成の日付
③氏名
④押印

自分で書く「自筆証書遺言」の場合
4項目が必要

遺書
家族に自分の思いを伝えるもの

主な遺言書の種類と、長所や短所

	自筆証書遺言 自分で書く	公正証書遺言 公証人に書いてもらう
長所	<ul style="list-style-type: none"> 簡単につくれる 費用がかからない 遺言の内容を他人に知られない 	<ul style="list-style-type: none"> 紛失や偽造の心配がない 無効になるおそれがない 死去後に遺族が家庭裁判所に「検認」してもらう必要がない
短所	<ul style="list-style-type: none"> 自分で保管するので紛失のおそれ 死去後の家裁の検認手続きで、相続人が集まって内容を確認することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 相続人ら身内を除く2人以上の証人が必要 手数料がかかり、遺産や相続人が多ければ費用も多くなる

ポイント

- 財産の分け方などを紙に書いて残しても、要件を満たさなければ「遺言書」とはならない
- 「自筆証書」の場合は、要件を満たしているかよく確かめよう
- 「公正証書」の場合は、費用がいくらかかるか公証役場で事前を確認しよう

グラフィック・山田 英利子

名を書き、押印します。自筆でなければいけないのでパソコンでつくったり、だれかに代筆してもらったりするのは厳禁です。用紙はどんなものでも構いません。遺言書がいくつもあったり内容が重複する場合は最新のものが有効になるので、日付は重要です。

遺言書ができたなら、信頼できる人にその存在を知らせておくといひでしょう。そうしないのだれにも気づかれず、遺言通りの相続にならなくなってしまう。紛失しないように信頼できる人に保管してもらおうのもいいでしょう。

この方法の利点は、証人がいらず、費用もかからないことです。いつでも自由につくることができるのでだれでも簡単につくれます。

す。要件が整っていれば、相続の手続きに入ります。ところが、自筆でなかったり、氏名などがなかったりした場合無効になり、相続手続きを進めることはできません。

一方、公正証書遺言は、全国に約300カ所ある公証役場をつくり、保管してもらいます。役場にいる公証人に遺言の内容を伝えて、書いてもらいます。相続人ら身内を除く2人以上の証人にも立ち会ってもらいます。

公証人は、裁判官や検察官の経験者の中から、法務相に任命された人です。専門家に手続きしてもらおうので、亡くなった後に無効とされる心配はほとんどなく、紛失のおそれもありません。遺産額や相続人の人数に応じて5千円から数十万円の手数料がかかりますが、確実に遺言を実現させるためには、こちらをお勧めします。

三井住友信託銀行

主席財務コンサルタント

長沢峰己